

自家用電気工作物の工事・維持・運用 のすべてを外部委託先へ 任せっきりにしていませんか？

自家用電気工作物(※)の設置者は、保安規程や委託契約書の内容を確認し遵守する義務があります。

- ★保安規程は現状と合っていますか？
- ★保安管理業務を行う者との契約は適切に締結されていますか？
- ★月次・年次点検の計画を立てて、実施していますか？
- ★保安教育・訓練を受けていますか？

なお、設置者と外部委託先(保安法人等)は、直接契約する必要があります。

※工場やビル等の600ボルトを超える電圧で受電する事業場や一定出力以上の発電設備を有する事業場など

お問い合わせ先

経済産業省

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

TEL:06-6966-6047 FAX:06-6966-6092